

深谷市 農委だより

2020年9月

No.30



深谷市イメージキャラクター

ふっかちゃん



永田で新規就農された鈴木達也さん

(6面にインタビューを掲載しています)



編集
発行

深谷市農業委員会

事務局 〒366-8501 深谷市仲町11番1号 ☎ 577-3439(直通)・FAX 578-7614

持続化給付金の申請について

持続化給付金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために支給するものです。

給付額

法人は200万円まで、個人事業者は100万円まで
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

給付対象

- ・2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
 - ・2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- *一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

申請情報・書類

1. 個人の場合（氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です）

- ① 2019年分の確定申告書第一表の控え（收受日付印が押してあるもの）※1※2
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面など2020年の確定申告の基礎となる書類が原則）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※1 2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類でも申請可能です。
※2 農業者の方は、青色申告者であっても、所得税青色申告書決算書の控えを添付せずに申請することができます。

2. 法人の場合（法人番号、法人名、住所、業種、設立年月日、資本金、代表電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です）

- ① 申請の対象とする月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え（收受日付印が押してあるもの）
- ② 法人事業概要説明書の控え
- ③ 申請の対象となる月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面など2020年の確定申告の基礎となる書類が原則）
- ④ 法人名義の振込先口座の通帳の写し

申請期間

給付金の申請期間は令和2年5月1日から令和3年1月15日までです。
※電子申請の送信完了の締め切りは、令和3年1月15日の24時までです。

申請方法

Web上での申請が基本となります。
持続化給付金の申請用HPはこちら
<https://jizokuka-kyufu.jp>（中小企業庁HP）

詳細はパンフレットもしくは持続化給付金コールセンターへお願いいたします。

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター
0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613
(通話料がかかります)

受付時間 8:30～19:00

*土曜日・祝日を除く日曜日から金曜日まで

農業者の皆様も
対象です！

家賃支援給付金（農地の賃料）の申請について

国では、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、「家賃支援給付金」として、特に地代・家賃の負担軽減を目的に支給します。

農業者の皆様も
対象です！

給付対象

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高が減少した事業者

1. 令和2年5月～12月の売上高が、次のいずれかに該当
 - ・前年同月比50%以上減少した場合
 - ・連続する3か月について、前年の同じ時期に比べて30%以上減少した場合
2. 資本金10億円以上の大企業を除く農業者、農業法人が広く対象
※農事組合法人や協同組合など、会社以外の法人についても広く対象となります

給付額

申請時の直近に支払った農地を含む土地や建物の支払賃料（月額※）の合計に基づき算出される給付額（月額）の6か月分が支給されます。

※賃料が年払いの場合は、年額を12で割った額（平均月額）。また、賃料の支払実績が必要です。
（上限額）法人：600万円、個人：300万円

申請に必要な書類

1. 個人の場合（氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です）

- ① 誓約書
- ② 宣誓書（農地等に係る賃貸借契約の取扱いについて定めたガイドラインに基づくもの）
- ③ 賃貸借契約を証明する書類（農地等の場合、賃貸借契約書、農用地利用集積計画書、農用地利用配分計画書、所有権移転等促進計画の各筆明細などの写し）
- ④ 申請対象月の売上高の減少を確認するための資料（確定申告書、売上台帳など）
- ⑤ 賃料を支払ったこと（農地等で年払いの場合は、令和2年1月以降に支払ったこと）を証明する銀行通帳等の写し、振込明細書など
- ⑥ 本人確認資料（運転免許証、個人番号カード等）

2. 法人の場合（法人番号、法人名、資本金等の基本情報に加え、次の書類が必要です）

- ① 誓約書
- ② 宣誓書（農地等に係る賃貸借契約の取扱いについて定めたガイドラインに基づくもの）
- ③ 賃貸借契約を証明する書類（農地等の場合、賃貸借契約書、農用地利用集積計画書、農用地利用配分計画書、所有権移転等促進計画の各筆明細などの写し）
- ④ 申請対象月の売上高の減少を確認するための資料（確定申告書、法人事業概要説明書、売上台帳など）
- ⑤ 賃料を支払ったこと（農地等で年払いの場合は令和2年1月以降に支払ったこと）を証明する銀行通帳等の写し、振込明細書など

申請期間・方法

- （期 間） 令和2年7月14日から令和3年1月15日まで
（方 法） Web上での申請を基本とし、必要に応じ、完全予約制の申請サポート会場にてスタッフによる申請の入力サポートが受けられます。

申請のHPは次のアドレスからアクセスしてください。
<https://yachin-shien.go.jp/index.html>

※一度給付を受けた人は、再度給付申請をすることはできません。

相談ダイヤル

家賃支援給付金コールセンター
0120-653-930

受付時間 8:30～19:00
*土曜日・祝日を除く

農地中間管理事業を活用した農地集積を行いました

上敷免地区では、平成28年から地区内の水田を対象に農地中間管理事業等の勉強会を実施し、地域の農地に関する話し合いを実施してきました。話し合いの結果、地区内で事業を活用し効率的かつ安定的な農業経営ができるよう、農地集約化の必要性を共有し、耕作者ごとの農地集約を目指すこととなりました。

事業は、農地利用最適化推進委員会を中心に、地元の認定農業者や土地所有者を交えて行われ、今年の3月には地区内の約24haの農地を農地中間管理事業による貸借に切り替えました。

また、今年の水稲の作付けのタイミングで、

農地中間管理事業を利用して耕作地の交換を行い、耕作地の集約を行いました。

市では、今後も同様に錯綜する耕作地の集約や、基盤整備事業を実施したい地域からの相談に応じていきたいと考えております。

また、12月頃には人と農地の問題を地区ごとに話し合う「人・農地プラン座談会」も各地区にて行われますので、皆様のご参加をお待ちしております。

●問い合わせ 農業振興課

☎577-3298

砂ぼこり対策のご協力について

冬から春先の農閑期にかけては、強風により、農地からの砂ぼこりが発生しやすい時期です。風により畑地表皮の優良土壌が飛散してしまうだけでなく、風下の地域の住環境に悪影響を及ぼします。次のような対策で優良土壌の飛散を抑えることができますので、土地所有者の皆さんのご協力をお願いします。

- 中低木、竜のひげの植栽または防風ネットの設置
- 次期作に向けた耕運作業を作付け間近まで控える
- 畑かんなどで散水し農地の湿潤化を図る
- 緑肥作物（エン麦、ライ麦）の播種

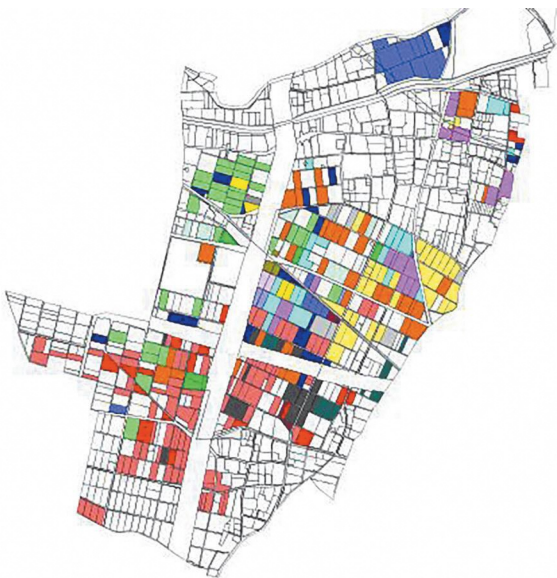
※市では防風ネットの設置補助を行っていません。ご協力頂ける方は農業振興課までご連絡下さい。なお、農地の場所等により、防風ネットを設置することができない場合があります。

●問い合わせ 農業振興課・整備係

☎577-3298



話し合いの様子



事業利用後の耕作者別図

相続等により農地の権利を取得した場合は「農業委員会への届出」が必要です。

農地の権利を相続等で取得した場合は、農業委員会にその旨を届出することが義務化されています。農地の権利を取得された場合は、遅滞なく農地法第三条の三の規定による届出書のご提出をお願いします。届出書は、市のホームページからダウンロードできます。

農地の管理は適正に！

耕作されていない農地に、雑草等が生い茂って困っているといった苦情が多数寄せられています。荒廃した農地は、病害虫や火災の発生原因となるだけでなく、見通しが悪くなることで交通事故を誘発したり、ゴミの不法投棄の温床となるなど、地域環境に重大な影響を与える可能性があります。農地を所有する方は耕作をされない場合も、定期的な耕うんや除草など、農地の適正管理に努めるようお願いいたします。



農業者年金加入のすすめ

農業者年金で生活の安定を考えませんか？年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。農業経営者はもとより、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入することができます。農業者年金は、国民年金（基礎年金）に上乗せした公的年金です。

◆農業者年金6つのポイント◆

- ① 農業者なら広く加入できる
- ② 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金
- ③ 保険料は自由に決められる
- ④ 終身年金。80歳前に亡くなった場合には死亡一時金あり
- ⑤ 税制面で大きな優遇
- ⑥ 保険料の国庫補助

農業者年金のご相談や加入の申込みは、農業委員会事務局か最寄りの農協で受け付けています。申込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要となります。

● **問い合わせ** 農業委員会事務局（☎577-13439）または最寄りの農協へ

農業委員会等の移転のお知らせ



令和2年7月27日(月)から農業委員会事務局及び産業振興部（農業振興課、商工振興課、産業ブランド推進室）の事務所が岡部庁舎（深谷市岡2381-1）から深谷市役所新庁舎へ移転しました。

所在地 〒366-8501 深谷市仲町11番1号

農業委員会事務局

2階24番窓口
(☎ 577-3439)
(Fax 578-7614)

農業振興課

2階23番窓口
(☎ 577-3298)
(Fax 578-7614)

